

三菱地所グループポイントプログラム利用規定

第1条（本利用規定）

- 三菱地所グループポイントプログラムとは、株式会社ジェーシービー（以下「当社」という。）が三菱地所グループCARD（以下「本カード」という。）の付帯サービスとして運営するポイントプログラムを利用したサービスをいいます。本利用規定は、三菱地所グループポイントプログラムに関する基本的事項を定めるものです。
- 三菱地所グループポイントプログラムは、当社が定めるJCB会員規約、および三菱地所グループCARD会員特約・三菱地所グループCARD（丸の内カード一体型）会員特約・三菱地所グループCARD（みなとみらいポイントカード一体型）会員特約（以下総称して「三菱地所グループCARD会員特約」という。）に規定する付帯サービスとして提供されます。本利用規定に定めのない事項については、JCB会員規約および三菱地所グループCARD会員特約が適用されます。
- 三菱地所グループポイントプログラムは、JCB会員規約および三菱地所グループCARD会員特約を承認のうえ、当社より本カードの貸与を受けた会員および家族会員（以下総称して「会員」という。）を対象とします。
- 家族会員は、JCB会員規約に基づく代理権により、三菱地所グループポイントプログラムを利用するすることができます。詳細は第8条第1項の表をご確認ください。
- 本利用規定の用語の定義は、本利用規定で特に定義しない限り、JCB会員規約および三菱地所グループCARD会員特約における定義に準じます。
- 当社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、本利用規定を改定できるものとします。この場合、当社は、当該改定の効力が生じる日を定めたうえで、原則として本会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、当社のホームページ等での公表のみとする場合があります。なお、本利用規定の改定が、三菱地所グループポイントプログラムの内容の変更にわたる場合には、第18条第3項が適用されるものとします。

第2条（三菱地所グループポイントプログラムの内容および情報の共同利用）

- 三菱地所グループポイントプログラムにおける三菱地所グループポイント（以下「ポイント」という。）とは、会員がJCB会員規約および三菱地所グループCARD会員特約に基づき発行を受けたカードを使用して、ショッピング利用等を行った場合に、当社所定の条件および基準に従い、付与されるポイントをいいます。
- 第8条第1項で規定する交換可能会員は、本会員に付与されたポイントを三菱地所グループお買い物券（以下「お買い物券」という。）または丸の内ポイント、みなとみらいポイントと交換することができます。

第3条（ポイントの付与条件）

- 当社は、振替金額（前月16日から当月15日まで（以下この期間を「標準期間」という。）の会員のポイント付与の対象となるショッピング利用代金をいう。）の合計（100円未満切捨て）に対し、下表の付与条件のとおり毎月10日（当日が金融機関等休業日の場合は翌営業日）の約定支払日（以下「ポイント付与日」という。）に本会員に付与します。（ポイントの小数点第1位は切捨て。）なお、事務処理上の都合により、ポイント付与日が遅延したり、変更になることがあります。

【付与条件】

本カードの券種	利用場所（加盟店）	ポイント付与条件
一般カード	三菱地所グループ各施設	100円(税込)につき2ポイント
	三菱地所グループ各施設以外	100円(税込)につき1ポイント
	ETC利用	100円(税込)につき1.5ポイント
ゴールドカード	三菱地所グループ各施設	100円(税込)につき3ポイント
	三菱地所グループ各施設以外	100円(税込)につき1ポイント
	ETC利用	100円(税込)につき1.5ポイント

*三菱地所グループ各施設の対象施設は三菱地所グループCARDのWEBサイト(<http://www.mec-card.jp>)にてご確認ください。

- 当社の実施するキャンペーン等により当社所定の基準にてポイントを付与することがあります。
- 本会員へのポイント付与日はお支払い方法により異なります。お支払い方法ごとのポイント付与日は下表のとおりとし、約定支払日より前にポイントを付与することはできません。

【お支払い方法ごとの付与日】

お支払い方法	ポイント付与日
ショッピング1回払い	約定支払日に一括して付与します。
ショッピング2回払い	各約定支払日に2回に分けて付与します。
ボーナス1回払い	約定支払日(8月または1月)に一括して付与します。
ショッピングリボ払い	初回約定支払日に一括して付与します。
ショッピング分割払い	

- 加盟店から、当社、当社の提携会社、または当社の関係会社に対する売上伝票または売上データの到達が遅延するなどの理由により、当社から本会員への当該ショッピング利用に関する請求時期が遅れ、約定支払日も遅れる場合があります。この場合は、実際の約定支払日を基準とし、ポイントを付与するものとします。

第4条（ポイント付与の対象外取引）

金融サービス等における利用代金、手数料（ショッピングリボ払い手数料・分割払い手数料など）、費用（年会費など）、および一部のショッピング利用代金（Edy・モバイルSuica・SMART ICOCAの各チャージ利用代金、募金の利用代金など）（以下総称して「対象外代金」という。）については、ポイント付与の対象外となります。

なお、本カードの対象外代金は当社が運営するJ-POINTプログラム（<https://www.jcb.co.jp/point/>）に準じます。

対象外代金の最新の情報については、当社ホームページ（<https://www.jcb.co.jp/point/pop/excluding.html>）をご参照ください。また、対象外代金は、予告なく変更または追加される場合があります。

第5条（返品、キャンセル、利用金額変更等の場合の措置）

ポイント付与の対象となるショッピング利用（以下「付与対象取引」という。）に、返品、キャンセル、利用金額の変更等があった場合、原則として、当該付与対象取引に対するポイントは取消、減算または加算されます。

第6条（ポイントの確認）

付与されたポイントの残高は、当社より送付する本カードご利用代金明細書（以下「ご利用代金明細書」といい、ご利用代金明細書が送付される場合に限ります。以下同じ。）、インターネットサービス「MyJCB（マイジェーシービー）」（ユーザー登録が必要となります。）にて確認いただくことができます。なお、これらの方で確認できるポイントの残高は、閲読または閲覧した時点における最新情報ではないことがあります。

第7条（他カードへのポイント移行の禁止）

カードの名義によらず、当社が本利用規定等で定めた場合を除き、本カードに付与されたポイントを、他のカードへ移行させることはできません。

第8条 (ポイントの交換)

1. ポイントの交換ができる会員、および交換できるポイントの範囲は下表のとおりです。

[適用会員規約、交換できる会員およびポイントの範囲]

適用会員規約	交換できる会員 (以下「交換可能会員」)	家族会員の交換根拠	交換できるポイント範囲
JCB会員規約 (個人用)	本会員および家族会員	家族会員による交換は、本会員から付与された代理権による	第3条第1項に基づき本会員に付与されたポイント

2. 家族会員が前項の規定に基づきポイントを交換したことにより、本会員が不利益を被った場合でも、当社は当該不利益につき責任を負いません。
3. 交換可能会員は、1,000ポイントごとに1,000円分のお買い物券と交換することができます。なお、1,000ポイント未満は交換できません。
4. 交換可能会員は、500ポイントごとに丸の内ポイント、みなとみらいポイントと交換することができます。なお、500ポイント未満は交換できません。
5. 交換可能会員は、付与されたポイントをお買い物券または丸の内ポイント、みなとみらいポイント以外と交換することはできません。
6. 本会員が自己の名義で複数の本カードを保有する場合、交換可能会員は、これらのカードごとに付与されたポイントを合計してお買い物券または丸の内ポイント、みなとみらいポイントと交換することができます。
7. ポイントの交換は、原則として付与日の古いポイントから行われます。
8. 交換したお買い物券の送付先はカードの送付先または本会員などが指定した住所のみとし、国内に限ります。
9. 交換したお買い物券の利用にあたって発生する交通費、宿泊代、税金その他の費用については、当社は一切負担いたしません。
10. 交換した丸の内ポイント、みなとみらいポイントの会員番号 (Point ID) について、会員番号 (Point ID) の入力を誤った場合、申込受付後の変更・キャンセルはできません。交換の際に入力いただいた会員番号 (Point ID) が存在しなければ、丸の内ポイント、みなとみらいポイントへの交換はできません。入力した会員番号 (Point ID) が存在するものであれば、丸の内ポイント、みなとみらいポイントへの交換が完了となり、交換後は三菱地所グループポイントを返還することはできません。
11. 交換したお買い物券または丸の内ポイント、みなとみらいポイントに対して生じる公租公課に関する申告、納付等は交換を行った会員の責任において行うものとします。

第9条 (ポイント交換の受付・取消)

1. ポイント交換の申込みは、第10条に定めるポイントの有効期限満了日までに、当社に到達した分のみを有効とします。
2. 当社において交換可能会員からのポイント交換の申込みに対する受付がなされた時点以降は、交換可能会員は当該申込みをキャンセルすることはできません。ここでいう「受付がなされた時点」とは、インターネット画面上で受付完了の表示がなされた時点とします。
3. 前項の受付がなされた時点以降、お買い物券の発送ならびに丸の内ポイント、みなとみらいポイントの交換には一定期間を要し、至急等の特別対応は一切応じることができません。
4. 当社がお買い物券を発送したにもかかわらず、発送日から1カ月間を経過しても交換可能会員による受取がなされなかった場合、当社は、交換可能会員からのポイント交換の受付を解除、または取り消すことができます。この場合、当社は、お買い物券と交換したことにより既に減算したポイントを、本会員に対し返還するものとします。
5. 当社がお買い物券を発送したにもかかわらず、交換可能会員が故意によりお買い物券の受取を拒絶した場合、当社は原則として前項の解除または取消を行わず、したがって当該お買い物券と交換したことにより既に減算されたポイントは、本会員に対して返還されません。当社によるお買い物券の保管期間は、当社が最初にお買い物券を発送した日から6カ月とし、保管期間満了後は、当社にて、当該お買い物券の廃棄等の処分を行うことができるものとします。
6. ポイント交換の申込み時に指定された丸の内ポイントの会員番号 (Point ID) またはみなとみらいポイントの会員番号 (Point ID) は、受付がなされた時点以降、変更することはできません。

第10条 (ポイントの有効期限)

1. ポイントの有効期限は、ポイント付与日から1年間 (12カ月) を経過した日が属する月の15日とします。(例えば、2021年10月の約定期日 (10日) に付与されたポイントは、1年後の2022年10月15日まで有効となります。)
2. 有効期限を満了したポイントは失効します。当社は、失効したポイントに対する復活等の特別措置には一切応じることはできません。

第11条 (ポイントの譲渡の禁止)

本会員は、付与されたポイントを他人に譲渡または質入したり、他人と共有したり、相続させることはできません。

第12条 (権利の喪失およびサービス停止)

1. 次の各号に該当する会員は、ポイントの付与、ポイントの交換、その他本カードのすべてのサービスを受ける権利を喪失します。また、本会員が次の各号に該当した場合、その家族会員も同様に権利を喪失します。
 - (1)当社が有効期限を更新した本カードを発行しないで、本カードの有効期限が経過した場合
 - (2)退会、その他の理由により会員資格を喪失した場合
 - (3)死亡した場合
2. 当社は、次の各号に該当する会員に対し、何らの通知なくして、ポイントの付与、ポイントの交換、その他三菱地所グループポイントプログラムのサービスを受ける権利を喪失させ、またはサービスの提供を停止することができます。また、本会員が次の各号に該当した場合、その家族会員に対しても同様に権利を喪失させ、またはサービスの提供の停止をすることができるものとします。
 - (1)JCB会員規約、三菱地所グループCARD会員特約または本利用規定に違反した場合
 - (2)違法行為または不正行為を行った場合
 - (3)その他、前各号に準じるものと当社が判断した場合
3. 当社は、当社に対する支払債務を延滞した会員に対し、何らの通知なくして、ポイントの付与、ポイントの交換、その他三菱地所グループポイントプログラムのサービスの提供を停止することができます。また、本会員が当社に対する支払債務を延滞した場合、その家族会員に対しても同様にサービスの停止をすることができるものとします。

第13条 (本カード券種変更の場合の措置)

本会員は、すでに入会済みの本カードにおいて、一般カードからゴールドカードへの変更など、券種の変更を行った場合、旧カードにおける付与対象取引の利用代金、ポイント残高は、新カードに承継されます。

第14条 (トラブル時の対応)

1. 本会員が本カードの紛失、盗難等のために、JCBより本カードの再発行を受けた場合、紛失・盗難等がなされた本カードにおけるポイント残高は、再発行された本カードに承継されます。他方、紛失・盗難等がなされた本カードを退会した場合は、新たに入会しても、かかる承継はなされません。
2. 前項のほか、三菱地所グループポイントプログラムに関する想定外の事項が発生した場合には、当社へご連絡ください。(電話番号は、本カードの裏面をご参照ください。)

第15条 (本カードの紛失または盗難による第三者の不正交換)

本カードの紛失または盗難により、第三者に当該カード記載のカード番号を利用して不正にポイントの交換が行われた場合(以下「不正

交換」という。)、これにより減算されたポイントは、本会員の負担とします。前文にかかわらず、会員が本カードの紛失または盗難の事実を速やかに当社に届け出るとともに所轄の警察署へ届出、かつ当社の請求により所定の紛失・盗難届を当社に提出した場合、当社は、本会員に対して届出日の60日前以降の不正交換につき、減算されたポイントを返還します。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではありません。

- (1)会員がJCB会員規約のカードの管理に関する規定に違反したとき
- (2)家族、同居人等、会員の関係者が不正交換を行ったとき
- (3)会員またはその法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって紛失または盗難が生じたとき
- (4)紛失・盗難届の内容が虚偽であるとき
- (5)会員がJCBの請求する書類を提出しなかったとき、またはJCBや捜査機関の行う被害状況の調査に協力を拒んだとき
- (6)MyJCBに登録されたログインIDおよびパスワードが使用された場合で、これらの管理につき会員に故意または過失があったとき
- (7)戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失または盗難が生じたとき
- (8)その他JCB会員規約または本利用規定に違反している状況において紛失または盗難が生じたとき

第16条(本カードの紛失または盗難以外の場合における第三者の不正交換)

本カードの紛失または盗難なくして不正交換が行われた場合、会員が本カードの不正交換の事実を速やかに当社に届け出るとともに、当社の請求により所定の届出を当社に提出した場合、当社は、本会員に減算されたポイントを返還します。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではありません。

- (1)会員がJCB会員規約のカードの管理に関する規定に違反したとき
- (2)家族、同居人等、会員の関係者が不正交換を行ったとき
- (3)会員またはその法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって不正交換が行われたとき
- (4)当社に対する届出の内容が虚偽であるとき
- (5)会員がJCBの請求する書類を提出しなかったとき、またはJCBや捜査機関の行う被害状況の調査に協力を拒んだとき
- (6)MyJCBに登録されたログインIDおよびパスワードが使用された場合で、これらの管理につき会員に故意または過失があったとき
- (7)戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に不正交換が行われたとき
- (8)その他JCB会員規約または本利用規定に違反している状況において不正交換が行われたとき

第17条(システムトラブルへの対応)

- 1.当社は、三菱地所グループポイントプログラムに使用する電子機器、ソフトウェアなどのシステムにつき、その時点における一般の技術水準に従って合理的な保守および運用を行います。
- 2.当社は、電子機器、ソフトウェアなどの不具合、通信回線の障害、第三者による不正アクセス等によって生じた障害などのシステムトラブルに起因して、本会員に付与されたポイントに異常が生じた場合には、その時点における一般的な技術水準に従って合理的な措置を講じます。かかる措置にもかかわらず、ポイントの異常が解消されなかった場合、当社に故意または過失なき限り、ポイントの補償を行わないものとします。

第18条(サービスの終了、停止、変更等)

- 1.当社は、天災、事変、その他の非常事態が発生し、もしくは発生する恐れのあるときは、事前に公表または本会員に通知することなく、三菱地所グループポイントプログラムのサービスの全部、または一部の提供を停止し、または内容を変更する措置を取ることができるものとします。
- 2.当社は、システムの保守等、三菱地所グループポイントプログラムのサービスの維持管理に必要な作業のため、必要な期間サービスの提供を停止することができるものとします。この場合、当社は、事前にホームページ等で公表または本会員に通知します。ただし、緊急の場合においてはこの限りではありません。
- 3.当社は、営業上その他の理由により、三菱地所グループポイントプログラムを終了、または内容の変更を行うことができるものとします。この場合、当社は、3カ月前までにホームページ等で公表または本会員に通知します。ただし、三菱地所グループポイントプログラムの終了または重要な変更が生じる場合は、6カ月前までに公表または本会員に通知します。
- 4.当社は、前各項による三菱地所グループポイントプログラムの終了、停止、変更等によって会員に何らかの損害、不利益が生じた場合であっても、故意または過失なき限り、一切責任を負わないものとします。

(TK054201 · 20260129)